

役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人神戸新生福祉会の役員報酬等について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事、監事、評議員、苦情解決規程第3条に規定する第三者委員(以下「第三者委員」という。)及び社会福祉法人神戸新生福祉会評議員選任・解任委員会運営細則第2条第2項に規定する委員(以下「選任・解任委員」という。)をいう。

(報酬等の額)

第3条 役員が次の各号に該当するときは、10,000円に必要な所得税額を加算した額を報酬として支払うことができる。

- (1) 理事会又は評議員会に出席した場合
 - (2) 理事長が法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合
 - (3) 理事、評議員、第三者委員及び選任・解任委員が理事長の命を受けて法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合
- 2 監事が法人及び施設の指導監査の立会い並びに運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、20,000円に必要な所得税額を加算した額を報酬として支払うことができる。
- 3 前2項の報酬は、その都度、理事長は1月分をまとめて支払うものとする。

(出張旅費)

第4条 役員が、法人業務または研修等のために出張する場合は、別表1の旅費等を支払うことができる。

- 2 主催者の指定等により、前項の規定により難しい場合は理事長が調整する。

(適用除外)

第5条 法人の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月22日から施行する。
- 2 平成22年7月1日から施行の役員報酬等に関する規程は、平成29年6月21日をもって廃止する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表1

日 当	旅 費	宿 泊 費	そ の 他
5,000円	実 費	12,000円	実 費